

# 静岡県居宅介護職員初任者研修等事業者指定等取扱要領

## 新旧対照表

# 新 旧

## 要領名 静岡県居宅介護職員初任者研修等事業者指定等取扱要領

改 正 前

(趣旨)

第1条 この要領は、指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年厚生労働省告示第538号。）、指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年厚生労働省告示第544号）及び静岡県居宅介護職員初任者研修等事業者指定等取扱要綱（平成20年静岡県告示第653号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、要綱の詳細及び従業者等研修の実施に係る事務処理に必要な事項について定めるものとする。

(受講者の募集と決定)

第6条 要綱第5条に定める指定事業者（以下「指定事業者」という。）は受講者の公募にあたり、広くその周知に当たらなければならない。

2 研修受講者の決定にあたり、公正な選考を行わなければならない。

(研修課程の科目免除)

第9条 要綱別表第2の(2)全身性移動課程に相当するものとして知事が定めた研修課程は、告示第538号の第19から第21に基づく者とする。

2 要綱別表第2の(2)重度訪問介護従業者養成研修課程に相当するものとして知事が定めた研修課程は、指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年厚生労働省告示第209号）第6号に掲げる日常生活支援従業者養成研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者とする。

3 要綱別表第2の(6)同行援護一般課程に相当するものとして知事が定めた研修課程は、次の各号に定める者とする。

(1) 告示第538号の第21又は第22に基づく者

(2) 平成24年静岡県告示第264号による改正前の要綱第2条(1)に掲げる視覚障害者移動介護従業者養成研修を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

(3) 他都道府県知事が実施又は指定した、前号の研修に相当する研修を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

4 前3項により研修科目の免除を行う場合には、指定事業者は当該受講者から、その保有する資格又は実務経験等を証する書類等の提出を求めるものとする。

(加える。)

別表1 (略)

別紙1

居宅介護職員初任者研修課程～強度行動障害実践課程 (略)

# 対 照 表

## 改 正 後

(趣旨)

第1条 この要領は、指定居宅介護の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年厚生労働省告示第538号）、指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年厚生労働省告示第544号）及び静岡県居宅介護職員初任者研修等事業者指定等取扱要綱（平成20年静岡県告示第653号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、要綱の詳細及び従業者等研修の実施に係る事務処理に必要な事項について定めるものとする。

(受講者の募集と決定)

第6条 要綱第5条に定める指定事業者（以下「指定事業者」という。）は受講者の公募にあたり、広くその周知に当たらなければならない。ただし、学校等が当該学校等の生徒等を対象として研修を実施する場合は、この限りでない。

2 研修受講者の決定にあたり、公正な選考を行わなければならない。

(研修課程の科目免除)

第9条 要綱別表第2の(2)全身性移動課程に相当するものとして知事が定めた研修課程は、告示第538号の第19から第21に基づく者とする。

2 要綱別表第2の(2)重度訪問介護従業者養成研修課程に相当するものとして知事が定めた研修課程は、指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年厚生労働省告示第209号）第6号に掲げる日常生活支援従業者養成研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者とする。

(削 除)

3 前2項により研修科目の免除を行う場合には、指定事業者は当該受講者から、その保有する資格又は実務経験等を証する書類等の提出を求めるものとする。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表1 (略)

別紙1

居宅介護職員初任者研修課程～強度行動障害実践課程 (略)

要領名 静岡県居宅介護職員初任者研修等事業者指定等取扱要領

改 正 前			
同行援護一般課程			
講義	科目	内容	講師要件
	細目		
	1 視覚障害者（児）福祉の制度とサービス	視覚障害者（児）福祉の制度とサービスの種類、内容、役割を理解することを目的として、下記の講義を行うこと。 ①視覚障害者（児）福祉の制度、②視覚障害者（児）福祉のサービス	次に掲げるいずれかに該当する者のうち別紙2の要件を満たすものであること。 ①行政職員、②社会福祉士、③社会福祉主事、④当該科目を担当する教員等
	2 同行援護の制度と従業者の業務	同行援護の制度と従業者の業務を理解することを目的として、下記の講義を行うこと。 ①同行援護の制度、②同行援護の業務	
	3 障害・疾病の理解①	業務において直面する頻度の高い障害・疾病を医学的、実践的視点で理解するとともに、援助の基本的な方向性を把握することを目的として、下記の講義を行うこと。 ①視覚障害の障害特性とニーズ、②視覚（「見え」）、視覚器官の構造と特性、③視覚障害等の原因疾病と症状	次に掲げるいずれかに該当する者のうち別紙2の要件を満たすものであること。 ①医師、②看護師又は保健師、③視能訓練士、④当該科目を担当する教員等、⑤歩行訓練士、⑥視覚障害者生活指導員、⑦視覚障害者移動支援従事者資質向上研修修了者
	4 障害者（児）の心理とニーズ①		
	(1) 白杖使用者の心理とニーズ (2) 弱視者等の心理とニーズ (3) 補助犬使用者の心理とニーズ	視覚障害者（児）の心理に対する理解を深め、心理的援助のあり方について把握することを目的として、下記の講義を行うこと。 ① 先天性視覚障害と中途視覚障害 ② 白杖使用者、弱視者、中途視覚障害者、補助犬使用者等障害当事者の心理とニーズ	・障害当事者（白杖使用者） ・障害当事者（弱視者、中途視覚障害者） ・障害当事者（補助犬使用者）
5 情報支援と情報提供	移動中又は移動先で必要な情報支援、情報提供の基礎を習得することを目的として、下記の講義を行うこと。 ① 移動中に必要な情報支援 ② 移動先で必要な情報支援 ③ 情報提供の基礎 ④ 状況、場面別の情報提供	次に掲げるいずれかに該当する者のうち別紙2の要件を満たすものであること。 ①歩行訓練士、②視覚障害者生活指導員、③当該科目を担当する教員等、④障害者支援施設において視覚障害者の直接処遇に従事している者、⑤視覚障害者移動支援従事者資質向上研修修了者	

改 正 後

## 同行援護一般課程

講義	科目	内容	講師要件
	細目		
	1 外出保障	<p><u>視覚障害者（児）の外出について考えるとともに、生活を支える視点や視覚障害者（児）の外出保障を担うことを理解することを目的として、下記の講義を行うこと。</u></p> <p>①外出保障とは、②外出保障の歴史、③外出保障の現状</p>	<p>次に掲げるいずれかに該当する者のうち別紙2の要件を満たすものであること。</p> <p>①行政職員、②社会福祉士、③社会福祉主事、④当該科目を担当する教員等、⑤視覚障害者移動支援従事者資質向上研修修了者</p>
	2 視覚障害の理解と疾病①	<p><u>視覚障害者（児）の様々な見え方、見えにくさによる不便さ及び業務において直面する頻度の高い疾病についての留意点を学び、具体的な支援について理解することを目的として、下記の講義を行うこと。</u></p> <p>①視覚障害の理解（視覚障害による不便さ、必要な情報）</p>	<p>次に掲げるいずれかに該当する者のうち別紙2の要件を満たすものであること。</p> <p>①医師、②看護師又は保健師、③視能訓練士、④当該科目を担当する教員等、⑤歩行訓練士、⑥視覚障害者生活訓練等指導者、⑦視覚障害者移動支援従事者資質向上研修修了者</p>
	3 視覚障害の理解と疾病②	<p><u>視覚障害者（児）の様々な見え方、見えにくさによる不便さ及び業務において直面する頻度の高い疾病についての留意点を学び、具体的な支援について理解することを目的として、下記の講義を行うこと。</u></p> <p>①視覚障害と疾病の理解（様々な見えかた・見えにくさ、主な眼疾患の特徴とその見えにくさについての支援のポイント）</p>	
	4 視覚障害者（児）の心理		
	(1) 白杖使用者の心理 (2) 弱視者等の心理 (3) 補助犬使用者の心理	<p><u>視覚障害者（児）の心理に対する理解を深め、心理的援助のあり方について理解することを目的として、下記の講義を行うこと。</u></p> <p>①全盲の心理、②ロービジョンの心理、③視機能低下の心理、④障害発生時期の心理、⑤外出時の心理</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害当事者（白杖使用者）</li> <li>・障害当事者（弱視者、中途視覚障害者）</li> <li>・障害当事者（補助犬使用者）</li> </ul>
5 視覚障害者（児）福祉の制度とサービス	<p><u>障害者（児）福祉の制度とサービスの変遷を踏まえ、関係法や制度を理解するとともに、同行援護従事者が外出時に活用可能な制度及び視覚障害者（児）が利用する関係施設を理解することを目的として、下記の講義を行うこと。</u></p> <p>①障害者福祉の動向、②障害者福祉に関する法律、③障害者総合支援法、④視覚障害に関する施設等、⑤障害者を対象としたその他の制度</p>	<p>次に掲げるいずれかに該当する者のうち別紙2の要件を満たすものであること。</p> <p>①行政職員、②社会福祉士、③社会福祉主事、④当該科目を担当する教員等、⑤視覚障害者移動支援従事者資質向上研修修了者</p>	

要領名 静岡県居宅介護職員初任者研修等事業者指定等取扱要領

改 正 前		
科目	内容	講師要件
講義 6 代筆・代読の基礎知識	情報支援としての代筆・代読の方法を習得することを目的として、下記の講義を行うこと。 ① 代筆時の配慮 ② 場面、書類別の代筆の仕方 ③ 代読時の配慮 ④ 場面、書類等別の代読の仕方 ⑤ 点訳、音訳の基礎 ⑥ 情報支援機器の種類	次に掲げるいずれかに該当する者のうち別紙2の要件を満たすものであること。 ①歩行訓練士、②視覚障害者生活指導員、③当該科目を担当する教員等、④障害者支援施設等において視覚障害者の直接処遇に従事している者、⑤視覚障害者移動支援従事者資質向上研修修了者
7 同行援護の基礎知識	同行援護の目的と機能を理解し、方法を習得することを目的として、下記の講義を行うこと。 ①基本的な考え方 ②視覚障害者への接し方 ③同行援護中の留意点 ④歩行に係る補装具・用具の知識 ⑤日常生活動作に係る用具の知識 ⑥歩行環境と移動に伴う機器	次に掲げるいずれかに該当する者のうち別紙2の要件を満たすものであること。 ①歩行訓練士、②視覚障害者生活指導員
(加える。)		
(加える。)		
(加える。)		

# 対 照 表

改 正 後

	科目	内容	講師要件
	細目		
講義	6 同行援護の制度	<p>同行援護の成り立ちや制度の仕組み、同行援護以外の外出制度等について理解することを目的として、下記の講義を行うこと。</p> <p>①同行援護以前の外出支援制度の歴史、②同行援護制度の概要、③他の外出支援制度との関係、④同行援護制度の課題</p>	<p>次に掲げるいずれかに該当する者のうち別紙2の要件を満たすものであること。</p> <p>①行政職員、②社会福祉士、③社会福祉主事、④当該科目を担当する教員等、⑤視覚障害者移動支援従事者資質向上研修修了者</p>
	7 同行援護従事者の実際と職業倫理	<p>従業者の役割、派遣の流れ、具体的な業務内容と職業倫理を理解するとともに、利用者の様々な状態に合わせた支援方法や外出に必要な知識を理解することを目的として、下記の講義を行うこと。</p> <p>①同行援護従事者の業務内容、②同行援護従事者の職業倫理、③同行援護の実際(様々な利用者への対応等)</p>	<p>次に掲げるいずれかに該当する者のうち別紙2の要件を満たすものであること。</p> <p>①当該科目を担当する教員等、②歩行訓練士、③視覚障害者生活訓練等指導者、④視覚障害者移動支援従事者資質向上研修修了者</p>
講義・演習	8 情報提供	<p>情報提供の方法や内容を理解し、実際の場面別の情報提供方法を習得することを目的として、下記の講義及び演習を行うこと。</p> <p>①情報提供とは、②情報提供の内容、③場面別情報提供の実際、④情報提供時の配慮⑤演習(3題程度)</p>	<p>次に掲げるいずれかに該当する者のうち別紙2の要件を満たすものであること。</p> <p>①歩行訓練士、②視覚障害者生活訓練等指導者、③当該科目を担当する教員等、④障害者支援施設において視覚障害者の直接処遇に従事している者、⑤視覚障害者移動支援従事者資質向上研修修了者</p>
	9 代筆・代読①	<p>代筆・代読の内容を理解し、実際の場面別の代筆・代読の方法を習得することを目的として、下記の講義及び演習を行うこと。</p> <p>①代筆(業務における代筆、代筆の範囲・基本的な方法、留意点、代筆できないもの)、②代読(業務における代読、代読の範囲・基本的な方法、留意点)、③演習(代筆1題、代読1題)</p>	<p>次に掲げるいずれかに該当する者のうち別紙2の要件を満たすものであること。</p> <p>①歩行訓練士、②視覚障害者生活訓練等指導者、③当該科目を担当する教員等、④障害者支援施設において視覚障害者の直接処遇に従事している者、⑤視覚障害者移動支援従事者資質向上研修修了者</p>
	10 代筆・代読②	<p>代筆・代読の内容を理解し、実際の場面別の代筆・代読の方法を習得することを目的として、下記の講義及び演習を行うこと。</p> <p>①代筆・代読の具体的な方法</p>	

新

旧

要領名 静岡県居宅介護職員初任者研修等事業者指定等取扱要領

改 正 前

同行援護応用課程

	科目	内容	講師要件
講義	1 障害・疾病の理解②	<p>業務において直面する障害・疾病を医学的、実践的視点でより深く理解するために、下記の講義を行うこと。</p> <p>①視覚障害の程度と種別（「盲」と「弱視」、「ぼやけ」、「まぶしさ」、「視野」等）、②盲重複障害（盲ろう等）、③視覚障害の程度や種別、疾病（糖尿病、神経障害等）に応じた同行援護時の配慮</p>	<p>次に掲げるいずれかに該当する者のうち別紙2の要件を満たすものであること。</p> <p>①医師、②看護師又は保健師、③視能訓練士、④当該科目を担当する教員等、⑤歩行訓練士、⑥視覚障害者生活指導員、⑦視覚障害者移動支援従事者資質向上研修修了者</p>
	2 障害者（児）の心理とニーズ②	<p>視覚障害者（児）の心理に対する理解を深め、適切な対応ができるようになるために、下記の講義を行うこと。</p> <p>①障害の受容、②家族の心理、③視覚障害者の人間関係</p>	障害当事者
（加える。）	（加える。）		
	（加える。）		

# 対 照 表

改 正 後

## 同行援護応用課程

	科目	内容	講師要件
講義	1 サービス提供責任者の業務	<p>事業所やサービス提供責任者の役割を学び、利用者のニーズに基づいた質の高い派遣がサービス提供責任者の下で行えるようにすることを目的として、下記の講義を行うこと。</p> <p>①事業所の体制、②事業所の役割、③サービス提供責任者の役割、④サービス提供責任者の業務</p>	<p>次に掲げるいずれかに該当する者のうち別紙2の要件を満たすものであること。</p> <p>①当該科目を担当する教員等、②視覚障害者移動支援従事者資質向上研修修了者、③同行援護事業所管理者、④同行援護サービス管理責任者</p>
	2 様々な利用者への対応	<p>利用者の多様化について理解し、重複障害等の特性を踏まえた外出に必要な知識を学ぶことを目的として、下記の講義を行うこと。</p> <p>①高齢化、障害の重度化、重複化の現状 ②高齢の視覚障害者、重複障害者への支援の留意点</p>	<p>次に掲げるいずれかに該当する者のうち別紙2の要件を満たすものであること。</p> <p>①医師、②看護師又は保健師、③視能訓練士、④当該科目を担当する教員等、⑤歩行訓練士、⑥視覚障害者生活指導員、⑦視覚障害者移動支援従事者資質向上研修修了者</p>
	3 個別支援計画と他機関との連携	<p>サービス等利用計画に基づき、サービス提供責任者が事業所で策定する個別支援計画や関係機関との連携等について理解することを目的として、下記の講義を行うこと。</p> <p>①個別支援計画の策定、②関係機関との連携</p>	<p>次に掲げるいずれかに該当する者のうち別紙2の要件を満たすものであること。</p> <p>①当該科目を担当する教員等、②視覚障害者移動支援従事者資質向上研修修了者、③同行援護事業所管理者、④同行援護サービス管理責任者</p>
	4 業務上のリスクマネジメント	<p>事業所としてのリスクマネジメントを図るため、同行援護従業者の派遣にあたり発生可能性がある事故や発生時の管理体制等について理解することを目的として、下記の講義を行うこと。</p> <p>①事業所のリスクマネジメント、②同行援護従業者のリスクマネジメント、③事故発生時の管理体制</p>	<p>次に掲げるいずれかに該当する者のうち別紙2の要件を満たすものであること。</p> <p>①当該科目を担当する教員等、②視覚障害者移動支援従事者資質向上研修修了者、③同行援護事業所管理者、④同行援護サービス管理責任者、⑤歩行訓練士、⑥視覚障害者生活訓練等指導者</p>

要領名 静岡県居宅介護職員初任者研修等事業者指定等取扱要領

改 正 前

	科目	内容	講師要件
(加える。)	(加える。)		
	(加える。)		

別表2 (略)

別紙1

障害者居宅介護従業者基礎研修課程～重度訪問統合課程 (略)

同行援護一般課程

	科目	実習指導者	実習内容	実習場所等
実習	8 基本技能	次に掲げるいずれかに該当する者のうち別紙2の要件を満たすものであること。 ①歩行訓練士 ②視覚者生活指導員	疑似体験をしつつ、基本的な移動介助の技術を習得するため、下記の実習項目を実施すること。 ①基本姿勢と留意点、②してはいけないこと(危険な移動介助)、③基本姿勢の変形(白杖を持っている場合等)、④基本歩行(歩き始め、停止、方向転換)、⑤溝等をまたぐ歩行、スロープ、⑥段差、階段(手すり、白杖)、⑦エレベーター・エスカレーターによる移動、⑧狭い場所の通り抜け、⑨サイド(左右)の位置交代、⑩ドアの通過(押しドア、引きドア、引き戸) ⑪いすへの誘導(背あてあり、背あてなし)、⑫屋外歩行の心がけ、⑬移動介助中一時的にガイドヘルパーと視覚障害者が離れる場合	・アイマスク、白杖、椅子など必要な器具を利用すること。 ・多種のドアや戸を利用できる環境において実施すること。

# 対 照 表

改 正 後

	科目	内容	講師要件
講義	5 従業者研修の実施	<p>事業所内の同行援護従業者に対する研修の目的や内容等について理解することを目的として、以下の講義を実施する。</p> <p>①従業者研修の目的、②従業者研修の内容、③従業者の質の向上のための工夫</p>	<p>次に掲げるいずれかに該当する者のうち別紙2の要件を満たすものであること。</p> <p>①歩行訓練士、②視覚障害生活訓練等指導者、③当該科目を担当する教員等、④障害者支援施設において視覚障害者の直接処遇に従事している者、⑤視覚障害者移動支援従事者資質向上研修修了者、⑥同行援護事業所管理者、⑦同行援護サービス管理責任者</p>
	6 同行援護の実務上の留意点	<p>同行援護制度の実務上の留意点や他の福祉制度との関係について学ぶことを目的として、以下の講義を実施する。</p> <p>①同行援護の制度上の留意点、②同行援護の実務上の留意点、③介護保険制度との関係</p>	<p>次に掲げるいずれかに該当する者のうち別紙2の要件を満たすものであること。</p> <p>①歩行訓練士、②視覚障害生活訓練等指導者、③視覚障害者移動支援従事者資質向上研修修了者</p>

別表2 (略)

別紙1

障害者居宅介護従業者基礎研修課程～重度訪問統合課程 (略)

同行援護一般課程

	科目	実習指導者	実習内容	実習場所等
実習	11 誘導の基本技術①	<p>次に掲げるいずれかに該当する者のうち別紙2の要件を満たすものであること。</p> <p>①歩行訓練士、②視覚者生活指導員、③視覚障害者移動支援従事者資質向上研修修了者</p>	<p>誘導に必要な情報提供と基本技術を習得するため、下記の実習項目を実施すること。</p> <p>①椅子への誘導・階段(スロープ、溝などをまたぐ、段差)</p>	<p>・アイマスク、白杖、椅子など必要な器具を利用すること。</p> <p>・階段、スロープ、及び段差が利用できる並びに溝などをまたぐことができる環境において実施すること。</p>

要領名 静岡県居宅介護職員初任者研修等事業者指定等取扱要領

改 正 前				
実習	9 応用技能	次に掲げるいずれかに該当する者のうち別紙2の要件を満たすものであること。 ①歩行訓練士 ②視覚者生活指導員	<p>応用的な移動支援の技術を修得するため、下記の実習項目を実施すること。</p> <p>1 ①歩車道の区別のない道路等不規則な道路、②らせん階段、高さ・幅の異なる石段等不規則な階段、③特殊環境でのガイド（雨、雪、混雑時）、④自動ドア・回転式ドア等特殊なドア、⑤トイレの利用、⑥食事の介助、テーブルオリエンテーション、⑦自動車の乗降、⑧車いす利用の視覚障害者への対応、⑨駅の改札、電車の乗降、⑩バスの乗降</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アイマスク、白杖など必要な器具を利用すること。</li> <li>・歩車道の区別のない道路、らせん階段、自動ドア、エレベーター、エスカレーター、トイレなど利用できる環境において実施すること。</li> </ul>
	(加える。)			
	(加える。)			
	(加える。)			

## 改 正 後

改 正 後				
実 習	12 誘導の基本技術②	次に掲げるいずれかに該当する者のうち別紙2の要件を満たすものであること。 ①歩行訓練士、 ②視覚者生活指導員、③視覚障害者移動支援従事者資質向上研修修了者	誘導に必要な情報提供と基本技術を習得するため、下記の実習項目を実施すること。 ①基本姿勢・歩く(誘導の考え方、あいさつ、基本姿勢、やってはいけないこと、歩く、止まる、曲がる、方向転換)、②狭いところの通過、ドアの通過	・アイマスク、白杖、椅子など必要な器具を利用すること。 ・ドア及び狭隘な通路等を利用できる環境において実施すること。
	13 誘導の応用技術(場面別・街歩き)①		様々な場面での具体的な誘導方法及び実際の街歩きにより、誘導時の留意点や具体的な誘導技術を習得するため、下記の実習項目を実施すること。 ①共通(トイレ、食事)、②街歩き(歩道、歩車道の区別ない道路、天候、踏切、グレーチング、混雑地、様々なドア、様々な階段)	・アイマスク、白杖、椅子など必要な器具を利用すること。 ・歩車道の区別のない道路や踏切、グレーチング等通常の街歩きにおいて遭遇する可能性の高い場面及びトイレ等が利用できる環境において実施すること。
	14 誘導の応用技術(場面別・街歩き)②		様々な場面での具体的な誘導方法を習得するとともに、実際の街歩きにより、誘導時の留意点や具体的な誘導技術を習得するため、下記の実習項目を実施すること。 ①場面別(病院・薬局、買い物、行政窓口、金融機関、会議・研修、余暇活動、冠婚葬祭)	・アイマスク、白杖、椅子など必要な器具を利用すること。 ・病院、薬局、スーパー、行政施設等通常の生活において利用する可能性の高い施設等又は当該施設を想定した場面を設定した上で適切な模擬実習ができる環境において実施すること。
	15 交通機関の利用		交通機関の乗降練習等を通して、移動支援技術を習得するとともに、乗車中の留意点を理解するため、下記の実習項目を実施すること。 ①電車の乗降、②バスの乗降、③車の乗降、④船・飛行機の乗降	・アイマスク、白杖、椅子など必要な器具を利用すること。 ・公共交通機関及び自動車等の移動手段が利用できる環境において実施すること。

## 要領名 静岡県居宅介護職員初任者研修等事業者指定等取扱要領

改 正 前

## 同行援護応用課程

	科目	実習指導者	実習内容	実習場所等
実習	3 場面別基本技能	次に掲げるいずれかに該当する者のうち別紙2の要件を満たすものであること。 ①歩行訓練士 ②視覚者生活指導員	日常的な外出先での技術を習得するため、下記の実習項目を実施すること。 1①窓口、カウンターでの支援、②買物の支援、③金銭の取り扱い、カード(ATM)の取り扱い、④雨、雪の日の移動援助、⑤混雑した場所での移動介助	・アイマスク、白杖など必要な器具を利用すること。 ・窓口、商店、ATM、雨の日を想定した場面、混雑を想定した場面など利用できる環境において実施すること。
	4 場面別応用技能		目的に応じた外出先での技術を習得するため、下記の実習項目を実施すること。 ①病院、薬局での支援、④式典、会議、研修での支援、⑤冠婚葬祭での支援、⑥盲導犬ユーザーへの対応	・アイマスク、白杖など必要な器具を利用すること。 ・病院、式典、冠婚葬祭を想定した場面、盲導ユーザーへの対応など、利用できる環境において実施すること
	5 交通機関の利用		交通機関での移動支援技術を習得するため、下記の実習項目を実施すること。 ①駅、電車の乗降、②バスの乗降、③飛行機の乗降、④船の乗降	・アイマスク、白杖など必要な器具を利用すること。 ・鉄道駅、バス、空港、乗船場など、利用できる環境において実施すること。

# 対 照 表

改 正 後

(削除する。)

